

健保委員

つうしん

令和6年

10月号

職場内で回覧・掲示をお願いします

事業主・加入者のみなさまへ

令和6年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和6年度につきましては、10月上旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年度の予定

● 確認の対象となる方

令和6年4月1日において**18歳以上の被扶養者の方**。

ただし、令和6年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外となります。

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

● 送付時期

令和6年**10月上旬から10月下旬**にかけて順次送付いたします。

● 提出期限

令和6年**11月29日(金)**

● 扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストに同封の**被扶養者調書兼異動届**と、該当する方の**被保険者証**を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

なお、ご提出後、日本年金機構から決定通知書を事業主様へ返送するまでに1～2か月程度お時間をいただきます。

お急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を日本年金機構事務センターへ直接ご提出ください。



● 令和5年度の実績

● 扶養解除者数

約**7.1万人**



● 高齢者医療制度への

負担軽減額(効果額) 約**10億円**



全国健康保険協会 兵庫支部
協会けんぽ

〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
TEL:078-252-8701(代表)※おかけ間違いにご注意ください
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hyogo/>

申請書はホームページから印刷できます。

協会けんぽ 兵庫

申請書の提出は
郵送をご利用ください



メールマガジン会員募集中!!

毎月1回無料で配信中
最新情報をいち早くお届け
ご登録はコチラ▶



医療機関の受診はマイナ保険証で!!

- ◆マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了して、『マイナ保険証』を基本とする仕組みに移行します。 ※現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

マイナ保険証の利用手続きは簡単です。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、ご自身で「保険証の利用登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても**早め**に利用登録を行ってください。

マイナ保険証の制度や詳細について案内しています。
右の二次元コードからご覧ください。



マイナ保険証の利用登録はここからできます

受診時に
簡単にできます



医療機関窓口の
カードリーダー

カードをかざし、
4桁の暗証番号
を入れるだけ!



セブン銀行ATM

スマホで簡単!



マイナポータル

Q マイナ保険証を持っていない場合、どのように保険診療を受ければよいのでしょうか?

- A** 協会けんぽから交付される**資格確認書**を提示すれば、保険診療を受けることができます。
資格確認書の発行は以下のとおり行います。

新たに加入される方 (令和6年12月2日以降に 新規の健康保険証を お持ちでない方)	資格確認書は、令和6年12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請※に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。 ※申請がない場合においても、マイナ保険証をお持ちではない方には、資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いしています。
既に参加されている方 (有効な健康保険証を 既にお持ちの方)	令和7年9月(予定)より、協会けんぽが必要と判断した場合に資格確認書を発行します。 令和7年12月1日までは現在お持ちの健康保険証が使用できます。

Q 病院にカードリーダーがなくマイナ保険証が使えない場合に、どのように保険診療を受ければよいのでしょうか?

- A** カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、**マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝える**ことで、保険診療を受けることができます。

資格情報は、「資格情報のお知らせ」*や

マイナポータルの「わたしの情報」/「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。

※全加入者に対し、事業主を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。



- ◆マイナ保険証等の利用方法は以下のとおりです。

名称(形状)	取得方法	使用目的	使用方法	特徴
マイナ保険証 (マイナンバーカード) 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り	●就職や転職後の健康保険証の切り替え不要。 ●「限度額適用認定証」・「高齢受給者証」の提示が不要。
資格確認書 (プラスチックカード型) 	令和6年12月2日以降にマイナ保険証をお持ちでない方に発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示	●有効期限あり(最長5年) ●「限度額適用認定証」・「高齢受給者証」の提示が必要。
資格情報のお知らせ (紙製カード型) 	【新たに加入される方】 資格取得時に送付(申請不要) 【既に参加されている方】 令和6年9月に送付 ※令和6年6月上旬以降に加入された方については、令和7年1月頃に発送予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)	●健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を確認することができる。